

部 活 動	<p>1 定期的なミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容に関して顧問を交え生徒間での意見交換やフィードバック ⇒ 各部において、練習前後、試合後等に最低月1回実施
	<p>2 情報共有体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間（担任や情報集約担当者、生徒支援部、生徒指導部、教科担当者等） ⇒ 各科主任連絡会（毎月）、職員会議（臨時職員朝会を含む）で情報共有 ⇒ 必要な対応（保護者との面談、スクールカウンセラーへの相談等） ※2日間続けて学校又は部活動を欠席した場合は、担任と顧問で情報共有 ・顧問と生徒（部員同士のトラブルを含む）⇒ 面談、担任と情報共有 ・顧問と外部指導者 ⇒ 最低月1回指導体制の確認、生徒に関する情報交換 ・顧問と保護者 ⇒ 面談及び保護者会を適宜実施 ※生徒・保護者からの休部・退部の相談については、特に柔軟に対応
	<p>3 毎月の活動状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人が自らの役割を考え能動的に活動 ⇒ 顧問、主将、部長を中心として、目標設定や活動計画の立案及び実行 【活動計画】 ・活動日時や休養日に加えて、生徒に関する気づきや部則・部活内ルールの適切な運用状況についても報告 ⇒ 管理職に毎月報告 【活動報告】 ※問題が起きた場合やその対応の進ちよくについては、随時、管理職に報告
学 校 全 体	<p>1 組織的対応 ⇒ いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が苦痛を感じる事態が生じた場合、いじめとして認識し組織的に対応 ・関係生徒への聴き取りを迅速に行い、進ちよく状況を保護者へ随時提供
	<p>2 研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒：援助希求能力の向上、ソーシャルスキルトレーニング等 ⇒ LHRの年次計画に含め、前・後期に最低1回は実施 ・職員：情報共有や生徒支援のあり方等について定期的な職員研修の実施
	<p>3 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に関する保護者相談窓口の周知 ⇒ 教頭、主幹教諭 ・生徒が相談しやすい場所の整備 ⇒ 令和6年9月に相談室（保健室横）を設置